

## 条 例

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十一号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「占める職」の下に「並びに人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる警察職員の職」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。